

貯蓄から投資 道半ば

税制大綱決定

税制改正では、家計の金融資産を貯蓄から投資に移す環境整備にも取り組んだ。少額投資非課税制度(日本版ISA・NISA)は毎年、違っ金

確定拠出年金 限度額上げ小幅

NISA 損益通算に課題

14年1月に始まるNISAは個人投資家が非課税口座を開くための金融機関を15年から毎年選べるようにする。現行制度は4年間同じ金融機関で運用できる投資商品の範囲が狭い。非課税口座を開くための金融機関は、日本の家計の金融資産の約1割を占める。今後は6月末で1590兆円に達する。証券会社や投資家から「毎年、複数の金融機関から商品を選べるようにしてほしい」との要望が多く、制度開始前の変更が踏み切った。制度の存続期間は10年。金融業界には恒久措置とするよう求める声も多いが、金融庁は利用状況を見極める必要があるとして要望を見送った。ほかの口座との損益の相殺ができないなどの使い勝手の悪さも指摘され、今後の課題となりそう

金融税制をめぐる課題はなお多い

今回の税制改正大綱

- ・NISAで複数の非課税口座の保有が可能に
- ・企業型確定拠出年金の拠出限度額を8%引き上げ

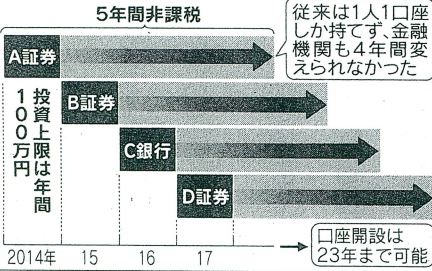
今回見送った措置

- ・損益通算の範囲を預貯金やデリバティブ取引に拡充
- ・確定拠出年金の拠出限度額の大胆な引き上げ

将来の課題

- ・NISAの恒久化、ほかの口座との損益通算
- ・日本版IRA(個人退職勘定)の創設

毎年、好きな金融機関にNISA口座を持てる



14年1月に始まるNISAは個人投資家が非課税口座を開くための金融機関を15年から毎年選べるようにする。現行制度は4年間同じ金融機関で運用できる投資商品の範囲が狭い。非課税口座を開くための金融機関は、日本の家計の金融資産の約1割を占める。今後は6月末で1590兆円に達する。証券会社や投資家から「毎年、複数の金融機関から商品を選べるようにしてほしい」との要望が多く、制度開始前の変更が踏み切った。制度の存続期間は10年。金融業界には恒久措置とするよう求める声も多いが、金融庁は利用状況を見極める必要があるとして要望を見送った。ほかの口座との損益の相殺ができないなどの使い勝手の悪さも指摘され、今後の課題となりそう

少額投資非課税制度(NISA)

リスクがある金融商品への投資を促すためにつくった個人向けの投資優遇制度。国内に住む20歳以上の人が金融機関に専用の口座を開設して利用できる。年100万円までの株式や投資信託などへの投資で得た配当や譲渡益が最長で5年間、非課税になる。非課税の投資枠は毎年100万円ずつ追加される。

老後の備えを厚くする意味でも、投資を後押しする税制措置が必要だ。

今回の改正では企業型確定拠出年金で、非課税となる毎月の掛け金の上限を14年10月にも約8%引き上げる。企業年金をほかに持たない場合は上限が5万5000円に、

入でき、個人型では掛け金を全額所得控除できる。運用で生じた配当や譲渡益も非課税だ。約1万7千社が採用し、利用者は450万人を超えている。掛け金の上限額が上がれば、より多くの資金を非課税で運用でき、利用者や運用額の増加につながりそう

ほかの企業年金と組み合わせる場合は上限が2万7500円になる。確定拠出年金は毎月の掛け金を元手に、加入者があらかじめ用意された金融商品を選んで運用する。運用成績に応じて、当分、掛け金の上限を2割引き上げるよう要望していたが、引き上げ幅は8%にとどまった。

老朽マンション再開発促進

売却・解体、税優遇盛る

税制改正大綱には、古いマンションの売却と解体をしやすいとする税優遇措置も盛り込まれた。1981年以前の旧耐震基準で建設されたマンションを丸ごと売るとき、所有者が売却で得る譲渡所得にかかる税率を低くする。2016年末までの期間限定とする。区分所有権の移転などで組合に発生する登録免許税や不動産取得税も、16年3月末まで免除する。マンションを丸ごと売るときは現在、住民全員の同意が必要だ。国土交通省と法務省は売却と解体をしやすいとするため、住民の同意要件を8割に引き下げる方針。今回の税優遇と合わせ、建て替えや再開発を後押しする。税制以外の政策がさらに必要との声もある。古いマンションの住人には高齢者や中低所得層も多い。売却後の新たな住まいを探す際に負担が重くならないよう、政府は引越し代金などの補償費の公的負担も検討する。